

捜査書類及び証拠物件の不適正管理について

対象受検機関：警察本部総務部総務課・施設課、警務部警務課、刑事部刑事総務課、犯罪抑止戦略本部

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)									
<p>1 警察署における捜査書類及び証拠物件の不適正管理問題</p> <p>(1) 捜査書類及び証拠物件の不適正管理問題の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 捜査書類・証拠物件については、「刑事訴訟法」、「犯罪捜査規範」、「大阪府警察証拠物件管理要綱」等により、適正な管理を行わなければならないとされている。 しかし、平成24年11月に羽曳野警察署において捜査書類及び証拠物件が本来の保管場所ではないダクト室に放置されるという、不適正管理が発覚した。 <p>(2) 府警本部の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月 証拠物件等をネットワークで一元管理できる総合捜査支援システムの改修 平成26年4月 府内全署に証拠品係を新設 平成26年7月 全署を対象に不適正管理についての調査を開始 平成26年10月 副本部長をトップとする「適正な捜査関係書類等管理方策検討プロジェクト」を設置 平成26年10月 証拠物件の押収から払出しまでを一元的に管理するよう「証拠物件の取扱い及び保管管理要領」を制定 平成28年2月 被害届のナンバーリングによる一元管理 平成28年4月 業務負担の大きい南署及び西成署の人員増 <p>2 府内全警察署調査結果と再発防止策（平成28年7月発表）</p> <p>(1) 調査結果（全65署中61署において不適正管理を確認）</p> <table border="1" data-bbox="278 1129 982 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>事件数</th> <th>証拠物件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時効完成</td> <td>2,270</td> <td>8,345</td> </tr> <tr> <td>うち、時効送致分</td> <td>1,216</td> <td>4,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>※府警本部は、時効前についての件数は「未把握」としている。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 証拠品管理センター（注）の運用、証拠物件の組織的管理の開始 イ 総合捜査支援システムによる捜査書類や証拠品等の一元管理 ウ 被害届のナンバーリングによる一元管理 <p>（注）証拠品管理センター開設は、平成24年4月</p> <p>3 関係者の処分</p> <p>関係者の処分については、府警本部は「関係者を特定できない」として、上記61署に対する業務指導を行った。</p>		事件数	証拠物件数	時効完成	2,270	8,345	うち、時効送致分	1,216	4,848	<p>府警本部や公安委員会のホームページ上には調査結果や再発防止策の具体的な内容がわかる資料が掲載されていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【犯罪捜査規範】 (捜査書類の作成) 第55条 捜査を行うに当つては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。 (資料の組織的収集等) 第79条 捜査資料の収集は、捜査専従員のみによって行われるのではなく、全警察職員の組織的な活動によって行われるよう努めなければならない。 2 前項の規定により収集した捜査資料及びその写しは、適切に管理しなければならない。 (関連事件の送致及び送付) 第194条 第11章(少年事件に関する特則)に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府警察証拠物件管理要綱】 第3 証拠物件の取扱い及び保管の基本 1 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることにかんがみ、滅失、破損、変質、変形、混合又は散逸を防止するものとする。 2 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の紛失等の事故が発生することのないよう、定められた保管設備において証拠物件を保管するものとする。 3 証拠物件は、捜査(触法少年事件の調査(以下「触法調査」という。)を含む。)の推移により可能な限り速やかに送致(送付を含む。以下同じ。)の措置を執るものとし、留置の必要がなくなったものについては、速やかに還付(仮還付を含む。以下同じ。)の措置を執るものとする。</p> </div>	<p>調査結果及び再発防止策については、府民の関心の高い事項であり、府民の信頼に応えるためにも、より具体的な内容について、ホームページなど府民がアクセスしやすい方法により公表されたい。</p>
	事件数	証拠物件数									
時効完成	2,270	8,345									
うち、時効送致分	1,216	4,848									
措置の内容											
<p>府監査委員からの是正意見を受け、平成28年10月27日に、是正措置結果や再発防止策を内容とする「捜査関係書類・証拠物品等の不適正管理にかかる是正措置結果について」を大阪府警察ホームページに掲載しました。</p>											

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月10日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）

警察署におけるビール券の受領について

対象受検機関：警察本部総務部会計課、警務部警務課、住之江警察署

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 住之江警察署（以下「住之江署」という。）におけるビール券の受領</p> <p>(1) 大阪市監査委員が株式会社大阪港トランスポートシステム（以下「OTS社」という。）に対して実施した「平成26年度出資団体監査」（平成26年8月28日から同年9月5日実施）により、OTS社から住之江署にビール券が贈答されていることが判明した。府警本部を通じて確認した内容は以下のとおりである。</p> <p>(2) OTS社からの贈答</p> <p>ア 平成25年度の夏と冬の2回受領。受領枚数は1回につき30枚で計60枚。平成24年度以前の受領は不明。</p> <p>イ 署員の激励・親睦のための受領であり、住之江署署長が受領後、同署会計課長が公金と区別して管理。</p> <p>ウ 大阪市監査により、OTS社の住之江署に贈呈したビール券に関する経費支出が不適切とされたことを受け、住之江署総務課長が平成27年3月16日にOTS社にビール券を返納。</p> <p>エ 住之江署からOTS社へのビール券の返納については、同社の立場を考慮し行ったもの。</p> <p>(3) OTS社以外からの贈答</p> <p>ア OTS社以外からも受領の事実があることは確認。贈答元や数量は把握せず。</p> <p>イ ビール券は署員の激励や親睦のために使われているが、具体的な使用方法は調査していない。</p> <p>2 他署におけるビール券受領に関しての府警本部の回答</p> <p>(1) ビール券の受領は署員の激励・親睦のためのものであり、回答を差し控える。</p> <p>(2) 贈呈の趣旨や社会通念に照らして対応し、その管理方法や用途も含め、職務に支障を及ぼすおそれがあるものとの誤解を招かないよう、折に触れて指導している。</p> <p>3 組織としてビール券を受領する場合に適用される法令等</p> <p>(1) 大阪府財務規則に基づき、物品の寄附として受入れ、記帳を行って出納の管理を行うこととなる。</p> <p>(2) 大阪府警察においては、寄附に対する取扱いを定めた「警察に対する寄附の取扱いについて」があり、寄附收受の承認基準や手続等が定められており、これに従って処理することとなる。</p> <p>4 警察官個人が受領する場合に適用される法令等</p> <p>(1) 個人として受領することから、職務倫理や服務等を規定する法令・内部規定等を順守する必要がある。</p> <p>(2) 「地方公務員法（以下「地公法」という。）」、「警察職員の職務倫理及び</p>	<p>1 府警本部は、署員の激励や親睦を目的として府民や事業者から受領したビール券は、組織が公務として受け取ったものではなく、受け取った署員の所有物であるという認識であり、大阪府財務規則等に基づく処理は行われていない。</p> <p>2 ビール券の所有権が署員に帰属する場合には、地公法、規則及び規程が適用されるが、「信用失墜行為」及び「職務に支障を及ぼすおそれがある」と認められる供与」に該当するか否かの判断については、警察官は職務倫理教育が徹底されているとの理由で、受領する者が行うこととされている。しかし、各個人が判断する上での基準や上司への報告などの取扱いについては、明文化されたものがない。</p> <p>3 府警本部は、ビール券の受領は、署員の激励、親睦を目的としたものであり、受領する者が個別事案ごとに職務倫理上、問題がないかを判断しているため、信用失墜行為に当たらないとの認識である。</p> <p>4 ビール券の受領は公務として受取ったものではないという理由から、各署における受領の状況や具体的な用途については、把握する必要はないという認識である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】（抜粋） （信用失墜行為の禁止） 第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 【警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（警察庁）】（抜粋） （信用失墜行為の禁止） 第5条 警察職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> </div>	<p>府警本部では、各署におけるビール券の受領の実態を把握していないが、個人が受領の可否を判断する際の基準は、地公法、規則及び規程の「信用失墜行為」及び「職務に支障を及ぼすおそれが認められる供与を受けること」を禁止する規定のみであるため、個人によって判断に差異が生じている可能性がある。また、誤った判断が行われていないかについての調査等も行われていない。</p> <p>内部統制の整備及び府民からの信頼確保の観点から、具体的な判断基準や手続面などについて明文化し、組織として個人の受領の適正性を確保するとともに、府警本部は、ルールに基づき適正な対応が行われているかについて適宜、確認されたい。</p>

<p>サービスに関する規則」(以下「規則」という。)、「大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程」(以下「規程」という。)においては、職の信用を傷つけ、または組織の不名誉となる信用失墜行為は禁止されている。</p> <p>(3) 規則、規程においては、職務の公正の保持として「職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他財産上の利益の供与」を受けてはならないとしている。</p>	<p>(職務の公正の保持)</p> <p>第7条 警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。</p> <p>【大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程】</p> <p>(抜粋)</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第9条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(職務の公正の保持)</p> <p>第15条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。</p> <p>2 職員は、職務の公正を疑われるような交際してはならない。</p> <p>3 職員は、職務の公正を疑われるような方法で、他人の経済取引に関与してはならない。</p>	
<p>措置の内容</p>		
<p>府民からの信頼の確保等の観点から、大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程第15条第1項の規定に従い、贈呈の趣旨や社会通念に照らして対応し、これらの受領や管理、費消についても、職務に支障を及ぼすおそれがあるものとの誤解を招かないよう、激励等を贈呈の趣旨とする物品等の受領等における留意点を具体的に示した。</p> <p>今後も、折に触れて各種教養を徹底し、職員の倫理観の醸成に努めていく。</p>		

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年8月10日、事務局:平成28年6月2日から同年7月15日まで)

不納欠損引当金の計上方法の誤り

対象受検機関：警察本部交通部駐車管理課、警務部給与課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																
<p>1 不納欠損引当金について 債権管理において、債権は、一般債権、貸倒等懸念債権及び破産・更生債権に区分し、当該分類ごとに定められた算定方法に従い、不納欠損引当金額を算定することとなっている。 「評価性引当金取扱要領」に、債権の分類が定義され、貸倒等懸念債権について例示されている。貸倒等懸念債権に区分するか否かは、債権管理者の運用に委ねられている。</p> <p>【大阪府評価性引当金取扱要領】(抜粋) 第5条 要引当額は、債務者の財政状態又は経営状況等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="305 663 2329 972"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸倒等懸念債権に該当する債権は、当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合、又は債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など、債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。（中略）</p> <p>4 貸倒等懸念債権の要引当金額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。</p> <p>2 一般債権に係る対応状況について 下記、一般債権と分類されているものについては、いずれも最初の納入通知書を発行してから、一度も納入されたことがなく、その後の督促状や再三の電話による催促にも応じていない。 (1)の3件については、財産調査の結果も預金残高がほとんどなく、(2)についても、督促状を受領しないなど、回収が困難と思われる債権である。</p> <table border="1" data-bbox="234 1346 1469 1587"> <thead> <tr> <th>債権分類</th> <th>種別</th> <th>督促状、送達日</th> <th>金額</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般債権</td> <td rowspan="3">(1)違法駐車車両排除費弁償金</td> <td>平成14年11月5日</td> <td>12,948円</td> <td rowspan="3">3</td> </tr> <tr> <td>平成19年7月6日</td> <td>42,996円</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月13日</td> <td>12,236円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>68,180円</td> </tr> <tr> <td>(2)人件費過年度過払返納金</td> <td>平成25年5月15日</td> <td>180,973円</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	債権分類	種別	督促状、送達日	金額	件数	一般債権	(1)違法駐車車両排除費弁償金	平成14年11月5日	12,948円	3	平成19年7月6日	42,996円	平成19年11月13日	12,236円	(合計)	68,180円	(2)人件費過年度過払返納金	平成25年5月15日	180,973円	1	<p>本債権については、1年以上延滞しているが、貸倒等懸念債権に区分されておらず、必要な不納欠損引当金が計上されていない。</p>	<p>評価性引当金取扱要領第5条第2項に示された貸倒等懸念債権に区分し、必要な不納欠損引当金を計上することを検討されたい。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法																																
一般債権	財政状態又は経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。																																
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態又は経営成績を考慮して算定する。																																
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。																																
債権分類	種別	督促状、送達日	金額	件数																														
一般債権	(1)違法駐車車両排除費弁償金	平成14年11月5日	12,948円	3																														
		平成19年7月6日	42,996円																															
		平成19年11月13日	12,236円																															
	(合計)	68,180円																																
(2)人件費過年度過払返納金	平成25年5月15日	180,973円	1																															
措置の内容																																		
<p>次回計上分より、1年以上延滞している債権は、貸倒等懸念債権に区分する。</p>																																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
警察本部 交通部 交通総務課	<p>職員に対し、他に最も経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 527 1573 684"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>64,900円</td> <td>49,040円</td> <td>15,860円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	64,900円	49,040円	15,860円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路へ変更措置を講じた。 今後は、経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成28年4月から同年9月まで	64,900円	49,040円	15,860円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
城東警察署	<p>職員に対し、他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 516 1576 674"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月から 平成28年9月まで</td> <td>460,740円</td> <td>351,020円</td> <td>109,720円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年10月から 平成28年9月まで	460,740円	351,020円	109,720円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われない。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものについては、速やかに適正な通勤認定経路へ変更措置を講じた。</p> <p>今後は、経路による運賃等の比較を慎重に行うこととする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年10月から 平成28年9月まで	460,740円	351,020円	109,720円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容	
警察本部 総務部 施設課	建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが60件あった。					当該費用については、必要な処理を速やかに実施されたい。 また、固定資産計上基準及び建設仮勘定精算処理等について正しく理解した上で、適正な事務処理を行われたい。	建設仮勘定から費用への振替登録については、会計局へ依頼し、平成28年11月8日に完了しました。	
	年度	契約件名	件数	支出額	費用計上すべき額	<p>【大阪府公有財産台帳処理要領】(抜粋)</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> <p>3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> <p>4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】(抜粋) (建設仮勘定の計上)</p> <p>第3条</p> <p>2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表第4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する経費及び付随的支出を計上しなければならない。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準の注解】(抜粋)</p> <p>第5条関係</p> <p>第3項関係</p> <p>(1) 損益取引とは収入又は費用の増減の取引をいい、資本取引とは損益取引以外の取引をいう。その主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 損益取引 税、地方交付税、国庫支出金、固定資産売却益、給与関係費、物件費、地方債利子、減価償却費及び引当金繰入額の計上などに関する取引</p> <p>② 資本取引 固定資産の取得に関する支出、地方債の発行による借入、基金の積立及び取崩、引当金並びに歳入歳出外現金などに関する取引</p>		
	24	豊中警察署改築工事基本設計業務 [用地測量分]	1	797,467円	797,467円			
	25	警察本部関目別館屋上防水改修工事設計業務	1	1,837,500円	1,837,500円			
	26	北堺警察署空調熱源機器改修工事 他	35	151,511,867円	151,511,867円			
	27	第一機動隊別館撤去工事 他	23	210,726,792円	210,726,792円			
合計		60	364,873,626円	364,873,626円				

		<p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none">○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）